

刈谷市  
地震対策耐震補助の流れ

H13年5月31日以前の木造住宅(平屋、2階建て)を対象  
※昭和56年6月1日以降に着工されたものは所有者等による  
検証の結果、専門家による検証が必要と判定されたものに限る。

# 耐震診断

- ・家の強さ  
(診断値1.0が判断基準)
- ・改修費用の概算など



# 無料

補助を受けるには、  
無料耐震診断を受け  
する必要があります。

診断結果が1.0未満の場合は、倒壊の恐れがあるため…  
S56年5月31日以前の木造住宅(平屋、2階建て)を対象に補助制度があります！



家を建替える  
(取壊す)

家を強く

家の一部を  
安全にする

取壊し  
上限25万円補助

ブロック塀  
撤去  
上限15万円補助

# 改修

65歳以上、障害者  
シェルター  
上限30万円補助

## 補助対象の改修方法



簡易改修  
上限30万円補助

耐震改修

(1回目)  
段階改修  
1回上限80万円補助

(2回目)  
段階改修  
2回合計上限140万円

※簡易改修費用  
平均額=約190万円

# 上限 155万円 補助

(避難道路沿道の場合175万円)

※耐震改修費用  
平均額=約250万円

注意

- 補助金申請をするには、まず耐震診断を受ける必要があります。
- 補助金を受けるには、工事前に申請手続きが必要です。
- 工事の契約・着手後の申請では、補助金を交付できません。
- 補助対象となる耐震シェルターの種類には指定があります。

問合せ：刈谷市建築課住生活係  
(直通) 0566-62-1021